

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[刑法・刑事訴訟法]

2010年12月4日(土)

15:00～17:30

注 意 事 項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子である。ページ数は、表紙を除いて、2ページである。
- 2 問題は各1問計2問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚である。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書くこと。**罫線外及び裏面**を使用してはならない。
- 4 **受験番号**は、解答用紙の所定の箇所に必ず記入すること。
解答用紙に氏名を書いてはならない。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはならない。
- 6 試験時間の途中で退室は認めない。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。

【刑法】（120点）

下記の事例におけるXの罪責を論じなさい（特別法上の罪責は除く。）。

木工業を営むXは自ら加工した檜の一枚板のテーブルをAに70万円で売却したが、その1週間後、Aはサービスで椅子4脚（15万円相当）を新たに作成し渡すよう言いだした。Aは、連日、Xの自宅や作業場に来て、怒鳴って脅す、Xの胸倉をつかむ、Xの腕をねじり上げXの胸を拳で数回叩くなどした。Xは、体格及び体力の双方で自分に勝るAに対し怯えの感情を抱き、折りたたみナイフ（刃体約8cm、重さ約300g）を携帯するようになった。

そのような日々が10日ほど続くなか、Xは、作業場で一人木材を加工していたところ、Aがその出入口に現れ、Xを認めるなり「おい、X、話をつけようぜ。今日はただでは帰らんぞ。」と声を張り上げながら作業場内に立入り、いきなり右手でXの左手首をねじり上げ、「X、痛い目見るか。頭かち割ったろうか。」などと怒鳴りながら足元に落ちていた棒切れ（長さ約60cm、太さ5cm、重さ約500g）を拾おうとした。Xは、Aの力が緩んだ隙にその手を振りほどき、少しずつ後ずさりしながら作業場奥へ逃れたが、Aは「こら、X。」などと怒鳴りながら、逃げるXに迫った。Xは逃げ場を失い、Aが右手で持った棒切れを左掌にバシバシと当てながら「どうするんだ。椅子を作るか、痛い目に遭うか。」などと怒号して1.5mほどに近づいてきたのに対し、携帯していた折りたたみナイフを折りたたんだままAに向けて投げつけたところ、Aの右目にナイフの柄が当たった。Aは右目を手で覆いつつ、棒切れを落とし「痛い、痛い。」と両膝をついた。Xは、Aの無防備な体勢を見て、これまでの憤懣が爆発し、たまたまその場においてあった草刈鎌（刃体約26cm、全長約95cm、重さ約1kg）を手にとってAの正面に立ち、「いい加減にしてくれ。もういやだ。」と叫びながら、Aの頭部目がけて草刈鎌の刃体部分を3回振り下ろして、Aに加療見込み約3か月間を要する頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負わせた。

【刑事訴訟法】(80 点)

司法警察員甲は、A を被害者とする強盗事件について捜査を行い、A の知人 X が犯人であるとの嫌疑を深めていたが、未だ X を逮捕するだけの証拠は得られていなかった。ところが、たまたま某市内のコンビニにおける万引き事件で X が現行犯逮捕され、引き続き勾留された。これを知った甲は、勾留 4 日目に、終日にわたって上記強盗事件について X を取り調べたところ、X は、「強盗については全く身に覚えがない。」と述べ、強く否認した。そこで甲は、さらに勾留 7 日目まで連続して 4 日間にわたり、「強盗を自白すれば万引き事件を不問にしてやる。」などと述べながら、強盗事件について X の取調べを行ったところ、7 日目に至り、「A をナイフで脅してバックを奪ったことは間違いない。脅しに使ったナイフは友人 Y に預けている。」旨述べたので、その旨の供述調書が作成された。甲は、上記供述調書を唯一の資料として Y 方の搜索差押許可状の発付を得て、Y 方の搜索を実施したところ、X の供述通りナイフが発見されたので、これを押収した。

その後、X は、上記強盗及び万引きの両事件で起訴されたが、公判において全面的に事実を認め、弁護人は上記ナイフについて「証拠調べに異議がない。」と述べた。

(1) 本件の取調べの適法性を検討しなさい。(50 点)

(2) 押収されたナイフの証拠能力を検討しなさい。(30 点)